

令和6年度 会計検査院 委託調査

欧米主要国における労働施策とそれに対する会計検査等の状況に関する調査研究 報告会

令和7年3月18日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部

目次

(1) 調査研究の背景・目的	2
(2) 調査研究の方法	3
I. 欧米主要国の労働施策の概要	
(1) アメリカにおける労働施策の概要	5
(2) イギリスにおける労働施策の概要	6
(3) ドイツにおける労働施策の概要	7
(4) フランスにおける労働施策の概要	8
II. 欧米主要国における労働施策に関する会計検査等の状況	
(1) アメリカにおける会計検査等の状況	10
(2) イギリスにおける会計検査の状況	16
(3) ドイツにおける会計検査の状況	21
(4) フランスにおける会計検査の状況	26
III. まとめ	
日本への示唆	32

(1) 調査研究の背景・目的

【本調査の背景】

- 我が国では、少子高齢化の進展や経済社会構造の変化、価値観の多様化などを背景として、戦略的な労働政策、雇用情勢に応じた機動的な対策等が進められている。また、これまで長期に亘って賃金が低迷しており、賃金上昇に向けた取り組みも進められている。政府は、令和4年10月に「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージを策定し、意欲と能力に応じた「多様な働き方」や「賃金上昇」の好循環の実現に取り組み、令和5年度予算では、①労働者の賃上げ支援として107億円、②人材育成・活性化として1138億円、③賃金上昇を伴う労働移動の円滑化として747億円、等が計上されている。また、女性、高齢者、障害者、外国人、若年者・新規卒者支援といった多様な人材の活躍促進や、働き方改革の推進、非正規雇用労働者への支援といった多様な働き方の支援等にも予算が計上されている。
- 労働施策に関しては、**会計検査院において、従前より雇用保険料等の徴収、給付金・助成金等の支給に係る合规性の観点からの検査をはじめ、数多くの検査が実施されてきた。**また、**新型コロナウイルス感染症の関連では、経済・雇用対策として実施されている雇用調整助成金等を検査し、不適切な支給等を指摘している。**
- 欧米主要国においては、各国の状況に応じた労働施策が実施されている。そして、**各国の会計検査院では、コロナに係る施策も含め労働施策に対する会計検査等を実施**しており、例えば、アメリカでは失業保険の不正について、イギリスでは雇用支援の各種制度について、ドイツでは高齢者の職業支援について、フランスでは長期求職者向けの支援について、会計検査を実施している。
- 本業務では、我が国との類似の労働施策に焦点を当て、欧米主要国（アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランス）における労働施策の概要、またそれらに対する会計検査等の状況等について調査する

調査対象国



アメリカ



イギリス



ドイツ



フランス

調査の観点

1. 労働施策に対する検査の観点はどのようなものか。
2. 労働施策に対する検査の方法論はどのようなものか。
3. 受検庁に対して、どのような勧告を行い、どのようにフォローを実施しているのか。

(2) 調査研究の方法

【本調査の方法】

●アドバイザー

独立行政法人労働政策研究・研修機構 天瀬光二副所長 飯田恵子主任調査員 石井和広主任調査員 北澤謙主任調査員補佐

●レポート等の対象数

	 アメリカ	 イギリス	 ドイツ	 フランス	
会計検査院・ 内部監察機 関	Government Accountabilit y Office (GAO)	Department of Labor, Office of Inspector General (DOL-OIG)	National Audit Office (NAO)	Bundesrechn ungshof (BRH)	Cour des Comptes (CDC)
概要作成	13事例	2事例	15事例	10事例	10事例
詳細事例 調査	2事例	0事例	2事例	2事例	2事例
ヒアリング	実施				

I 欧米主要国の労働施策の概要

(1) アメリカにおける労働施策の概要



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

【アメリカの主な労働施策】

- アメリカでは、連邦レベルで労働施策を所管するのは、連邦労働省（Department of Labor : DOL）であるが、実際の雇用対策や職業訓練等を主に担っているのは州政府である。連邦政府は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援助を行っている。
- 2014年に制定された労働力革新機会法（Workforce Innovation and Opportunity Act: WIOA）に基づき、雇用対策や教育訓練（職業訓練）を行っている。また、失業保険（雇用保険）については連邦の定める一定の要件に基づいて、各州が独自のプログラムを管理運営している。

	施策名
雇用対策	➤ 労働力革新機会法（Workforce Innovation and Opportunity Act: WIOA） ・ 雇用機会税額控除（Work Opportunity Tax Credit: WOTC） ・ 若年者向け雇用対策（ジョブコア、労働力革新機会法若年プログラム等） ・ 高齢者向け雇用対策（高齢者地域社会サービス雇用事業等） ・ 障害者向け雇用対策
失業保険	➤ 連邦失業保険
雇用保険	➤ 時間短縮補償
最低賃金	➤ 1938年公正労働基準法（Fair Labor Standards Act of 1938） ・ 最低賃金制度 ・ 最低賃金未満プログラム
教育訓練	➤ 労働力革新機会法プログラム ➤ 養成訓練制度（Apprenticeship）

(2) イギリスにおける労働施策の概要



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

【イギリスの主な労働施策】

- 雇用対策として、特定のカテゴリーに限定されず広く失業者等が対象となるものとして、雇用と健康プログラム（失業者が仕事を見つけ、継続することを支援するプログラム）、トライアル雇用（短期間の仕事を通じて仕事への適性を確認する）が導入されている。また、若年者・高齢者・障害者向けのそれぞれの雇用対策が導入されている。
- 失業保険については、失業者一般を対象とする新求職者手当、就労に影響する障害または健康状態を抱える者を対象とする雇用支援が導入されている。加えて、従来の失業手当等を含む所得審査型給付制度を統合したユニバーサル・クレジットも導入されている。
- 教育訓練については、仕事における実践的な訓練と仕事外での研修を組み合わせたものである養成訓練制度、教育資格と職業資格を系統立てたものとして職業資格制度が導入されている。

	施策名
雇用対策	➤ 一般雇用対策 ・ 雇用と健康プログラム（Work and Health programme） ・ トライアル雇用（Work Trials）／等 ➤ 若年者雇用対策（Youth Offer）／等 （※高齢者雇用対策、障害者雇用対策）
失業保険 雇用保険	➤ 新求職者手当（New style JSA） ➤ 新雇用支援手当（New style ESA） ➤ 福祉給付制度（ユニバーサル・クレジット等）／等
教育訓練	➤ 養成訓練制度 ➤ 職業資格制度／等

(3) ドイツにおける労働施策の概要



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

【ドイツの主な労働施策】

- 雇用対策として、公的機関である雇用機関等が実施する職業支援サービスである積極的職業統合支援、通常の業務に制約のある労働者が採用された場合の支援である統合助成金等の就労開始に関する支援がなされている。また、雇用維持のため、一時的に操業短縮を行う場合に公的支援を行う操業短縮手当等が導入されている。
- 失業保険については、失業者一般を対象とする失業手当Ⅰ、就労可能であるが自身の財産や収入では十分な生計を立てられない者を対象として生活保護（社会扶助）と失業扶助を統合した市民手当（旧失業手当Ⅱ）が導入されている。
- 教育訓練については、職業学校における理論教育・事務所における実践的な職業訓練を並行して実施する職業養成訓練（いわゆるデュアルシステム）を中核とする初期職業訓練、在職者に対する支援と失業者に対する継続職業訓練がある。

	施策名
雇用対策	➤ 雇用機関等における相談及び紹介 ➤ 積極的職業統合支援（求職活動支援制度、積極的職業統合支援制度） ➤ 就労開始に関する支援（統合助成金、起業助成金） ➤ 雇用の維持に関する支援（操業短縮手当、移行給付金、ミニジョブ、ミディジョブ等）
失業保険	➤ 失業給付Ⅰ
雇用保険	➤ 市民手当（旧失業給付Ⅱ）
教育訓練	➤ 初期職業訓練（職業養成訓練（いわゆるデュアルシステム）、アシスト付き養成訓練、全日制職業学校訓練） ➤ 継続職業訓練（手工業マイスター、在職者に対する継続職業訓練支援、失業者に対する継続職業訓練支援）

(4) フランスにおける労働施策の概要



I 労働施策の
概要

II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

【フランスの主な労働施策】

- 雇用対策として、若年者・長期求職者・高齢者・障害者を対象とした雇用対策を実施している。若年者の失業率が高い傾向にあり、特に若年者向けの雇用対策に重点が置かれている。企業での実務と職業訓練センターでの研修を交互に行う交互訓練（見習い契約と専門化契約の2つがある）、若年者の就職や社会参入を支援する地域ミッション（Mission local）を介して、雇用と自立に向けた支援コースや若年者雇用契約といったサポートが実施されている。
- 失業保険については、失業保険給付として雇用復帰支援手当が導入されている。また、雇用復帰支援手当の受給期間が満了した長期失業者には、特別連帯手当が支給される。経済情勢の悪化に伴い企業が事業活動の縮小を余儀なくされた場合でも、労働者の雇用を維持するため、部分活動の制度がある。
- 教育訓練については、①職業資格に対する権利、②職業訓練個人口座の権利の付与、③職業指導に関して情報提供、カウンセリング及びサポートを受ける権利の3つの法的な権利が認められており、生涯を通じて労働者のスキル向上とキャリアアップを支援する制度が整えられている。

	施策名
雇用対策	➤ 若年者向け雇用対策：見習い契約、専門化契約、職種転換/キャリアアップのための交互訓練、雇用と自立に向けた支援コース、若年者雇用契約 ➤ 長期求職者向け雇用対策：雇用能力経路、経済活動を通じた社会参入支援 ➤ 高齢者向け雇用対策：シニア向け有期契約 ➤ 障害者向け雇用対策：障害者雇用義務
失業保険	➤ 失業者向け施策 ：雇用復帰支援手当、特別連帯手当
雇用保険	➤ 雇用維持・促進施策 ：部分活動、国家雇用創出基金
教育訓練	➤ 職業訓練個人口座（Compte personnel de formation : CPF） ➤ 職業移行計画（Projet de transition professionnelle : PTP） ➤ キャリアアップカウンセリング（Conseil en évolution professionnelle : CÉP） ➤ 技能開発計画（Plan de développement des compétences）

Ⅱ 欧米主要国における労働施策に関する会計検査等の状況

(1) アメリカにおける会計検査等の状況

1. 会計検査院の状況と本調査



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

- アメリカ会計検査院では、労働施策のうち「失業保険（Unemployment insurance）」と「労働力革新機会法（Workforce Innovation and Opportunity Act）」は、何度も繰り返し検査が行われている。失業保険制度はハイリスクリストに指定されており、特に注視して継続したモニタリングが行われている。
- アメリカでは、会計検査院とは別に、行政府の機関に監察総監室（Office of Inspector General: OIG）が設置されており、労働省における監察総監室（DOL-OIG）は労働省の長官から完全に独立し、労働省の全プログラムおよび業務の有効性、効率性、経済性、完全性について、監察を実施している。
- GAOは、ミッションごとに15のチームに分かれており、このうち労働施策に対する検査は、主として「教育・労働・所得保障（Education, Workforce and Income Security）」チームが担当しているが、給付金の不正に関わる検査テーマについては「フォレンジック検査・調査サービス（Forensic Audits and Investigative Service）」チーム、検査手法に計量経済モデルを用いるケースについては「応用研究・手法（Applied Research and Methods :ARM）」チームが担当する場合もある。

● 会計検査院の概要

	内容
名称	Government Accountability Office: GAO
位置づけ	連邦議会の補佐機関
予算	約8.1億ドル
人員	3,576名
労働施策に係る検査	検査対象機関は労働省（Department of Labor）が圧倒的に多い

● 本調査の概要

概要表作成	13本
詳細事例調査	2本

(1) アメリカにおける会計検査等の状況

2. 本調査における調査対象レポート



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 本調査において、GAOのホームページより13本の検査レポートを選定して内容を取りまとめ、うち2本について詳細に取り上げた

【本調査における調査対象レポート】(1 / 2)

No	公表年	タイトル (レポート番号)	タイトル邦訳	詳細
1	2017	Workforce Training: DOL Can Better Share Information on Services for On-Demand, or Gig, Workers (GAO-17-561)	職業訓練：DOLはオンデマンドまたはギグワーカー向けのサービスに関する情報をより良く共有できる	
2	2018	Unemployment Insurance: Actions Needed to Ensure Consistent Reporting of Overpayments and Claimants' Compliance with Work Search Requirements (GAO-18-486)	失業保険：過払いと申請者の求職要件の遵守に関する一貫した報告のために必要な措置	
3	2018	Vocational Rehabilitation: Additional Federal Information Could Help States Serve Employers and Find Jobs for People with Disabilities (GAO-18-577)	職業リハビリテーション：連邦政府の追加情報は、州が雇用主と障害者の求職活動を支援することに役立つ	
4	2019	Employment and Training Programs: Department of Labor Should Assess Efforts to Coordinate Services Across Programs (GAO-19-200)	雇用訓練プログラム：労働省はプログラム間のサービス調整の努力を評価すべきである	◎ 事例1
5	2021	Economic Adjustment Assistance: Experts' Proposed Reform Options to Better Serve Workers Experiencing Economic Disruption (GAO-21-324)	経済調整支援：経済的に困難な労働者により良いサービスを提供するための専門家の改革案	
6	2022	Career and Technical Education: Perspectives on Program Strategies and Challenges (GAO-22-104544)	キャリア・技術教育：プログラム戦略と課題の展望	
7	2022	Workforce Automation: Insights into Skills and Training Programs for Impacted Workers (GAO-22-105159)	労働の自動化： 影響を受ける労働者の技能と訓練プログラムに関する洞察	
8	2023	Workforce Innovation and Opportunity Act: Additional Steps Needed to Help States Collect Complete Enrollment Information (GAO-23-104830)	労働力革新機会法：州が完全な登録情報を収集するために必要な追加措置	

(1) アメリカにおける会計検査等の状況

2. 本調査における調査対象レポート



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 本調査において、GAOのホームページより13本の検査レポートを選定して内容を取りまとめ、うち2本について詳細に取り上げた

【本調査における調査対象レポート】(2 / 2)

No	公表年	タイトル (レポート番号)	タイトル邦訳	詳細
9	2023	Subminimum Wage Program: DOL Could Do More to Ensure Timely Oversight (GAO-23-105116)	最低賃金未満プログラム：DOLはタイムリーな監督を確保するためにより多くのことができる	
10	2023	Telework: Growth Supported Economic Activity During the Pandemic, but Future Impacts Are Uncertain (GAO-23-105999)	テレワーク：パンデミック時の経済活動は成長で支えられたが、将来の影響は不透明	
11	2023	Unemployment Insurance: DOL Needs to Address Substantial Pandemic UI Fraud and Reduce Persistent Risks (GAO-23-106586)	失業保険：DOLはパンデミックによる深刻な失業保険不正に対処し、持続的なリスクを軽減する必要がある	
12	2023	Unemployment Insurance: Estimated Amount of Fraud During Pandemic Likely Between \$100 Billion and \$135 Billion (GAO-23-106696)	失業保険：パンデミック時の不正推定額は1,000億ドルから1,350億ドルの間と思われる	◎ 事例2
13	2024	Federal Workforce: Leading Practices Related to Diversity, Equity, Inclusion, and Accessibility (GAO-24-106684)	連邦政府の労働力：多様性、公平性、インクルージョン、アクセシビリティに関連する先進的実践	

(1) アメリカにおける会計検査等の状況



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

3. 会計検査の特徴

■ 検査テーマとして、失業保険の過払いが問題となっているため、失業保険の不正対策に関する検査事例が多い。また、失業保険制度はハイリスクリストにも掲載されている。今日的な働き方の変化に応じた検査事例もみられる。

【検査の特徴】

検査テーマ

- 雇用対策や教育訓練（職業訓練）を規定しているのは、2014年に制定された労働力革新機会法（Workforce Innovation and Opportunity Act: WIOA）である。WIOAを対象とし、職業訓練に関する情報提供が対象者に適切に提供されているかどうかという点に関する検査事例が多い。【前々頁1・3・4・8】
- 長年にわたり、失業保険の過払いが問題となっているため、失業保険の不正対策に関する検査事例も多い。このテーマに関しては、2022年6月以降、GAOによるハイリスクリストにも掲載されるようになっている。【前々頁2、前頁11・12】
- 特定の労働者をターゲットにした労働施策（職業訓練を含む）に対する検査事例も多く見られる。【前々頁1・6、前頁13】
- 今日的な動向として、オンラインプラットフォームを通じた働き方や、労働の自動化（無人化）の進展、テレワークなど、ITやロボティクスの発展に合わせた労働施策上の対応に関する検査事例も見られる。【前々頁1・7、前頁10】

検査手法

- GAOが検査対象とするのは、連邦政府の業務範囲（連邦法に基づく助成金の配分や技術的支援、失業保険給付の要件の規定等）に限定されるが、これらの情報を収集するために、連邦および州政府職員、州労働力機関の職員へのインタビューが多用されている。
- OIGは行政府内部での監察を実施し、GAOは議会からの要請を受けて検査を実施するという違いはあるものの、監察・検査のテーマとしてOIGとGAOとの間での重複を極少化するための情報連携・交換が実施され、調整が行われている。
- 検査の過程で、失業保険における不正受給額の推定を行うような場合には、「応用研究・手法（Applied Research and Methods : ARM）」チームが計量経済モデルの開発を行う。この場合、行政機関から不正受給検知に関するデータ提供を受ける場合がある。【前頁12】

(1) アメリカにおける会計検査等の状況



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

4. 検査事例①

■ 検査事例として、①「雇用訓練プログラム：労働省はプログラム間のサービス調整の努力を評価すべきである」を取り上げる。

タイトル		Employment and Training Programs: Department of Labor Should Assess Efforts to Coordinate Services Across Programs（GAO-19-200） 雇用訓練プログラム：労働省はプログラム間のサービス調整の努力を評価すべきである
検査対象機関		労働省（DOL）、農務省、国防総省、教育省、保健福祉省、内務省、司法省、退役軍人省、環境保護庁
内容	背景	2011年のレポート（GAO-11-92）で、GAOは9つの連邦機関が行っている雇用訓練プログラムに重複や断片化があることを指摘した。2014年に成立した労働力革新機会法（WIOA）の目的の一つは、これらのプログラムを調整し、統合することであった。
	検査の観点・着眼点	1. 2011年のレビュー以降、連邦政府の雇用訓練プログラムの数や義務はどのように変化したか。 2. 雇用訓練プログラムが、同様の集団に同様のサービスを提供し続けている程度と潜在的な影響の例はどのようなものか。 3. プログラム間の断片化や重複に対処するため、各省庁がどの程度行動を起こし、何を学んだか。
	検査手法	9つの連邦政府機関が運営する47の雇用訓練プログラムについて、プログラム管理者、関連レポート・研究のレビュー及び連邦機関の職員へのインタビューによって検査を実施した。
	検査結果	① 雇用訓練プログラムは、2011年度の47件（うち、44件が他のサービスと重複）から2017年度の43件へと減少している。2009～2017年度にかけ、連邦政府による年間支出を約200億ドルから140億ドルへと減少させたが、これは、2009年の米国再生・再投資法（ARRA）による資金提供の終了が主要因である。43件のプログラムは依然として9機関で実施されており、就職相談や評価（43件のうち39件）や就職準備の訓練（43件のうち38件）は重複している。ネイティブ・アメリカンや退役軍人、若者等の特定の集団を対象とするプログラムも同様のサービスを提供している。 ② 調整された活動がプログラム対象者にどのような利益をもたらしたかを評価したのは1件のみであり、ネイティブ・アメリカン、若者、難民には焦点を当てていない。労働力革新機会法（WIOA）では、各機関による評価の実施を奨励しており、特に労働省（DOL）に対しては、特定のプログラムの調整という目的に沿って、特定の雇用訓練プログラムの優先事項を記載した5か年計画の公表を義務付けている。DOLはいくつかの措置を講じたと報告しているが、複数年にわたる雇用訓練プログラムの評価の戦略計画は依然として欠如している。その結果、DOLは重複管理措置が成功しているかどうかを把握できていない。
	所見	GAOは、DOLが他の連邦機関と協議の上、雇用訓練プログラム間の調整が完全であり、その評価に関する複数年の戦略計画を策定・公開することを勧告した。⇒DOLは勧告に同意

(1) アメリカにおける会計検査等の状況



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

4. 検査事例②

■ 検査事例として、②「失業保険：パンデミック時の不正推定額は1,000億ドルから1,350億ドルの間と思われる」を取り上げる。

タイトル	Unemployment Insurance: Estimated Amount of Fraud During Pandemic Likely Between \$100 Billion and \$135 Billion (GAO-23-106696) 失業保険：パンデミック時の不正推定額は1,000億ドルから1,350億ドルの間と思われる
検査対象機関	労働省（DOL）
内容	背景 失業保険制度は、プログラムが不完全であるという課題に長年直面しており、特に、COVID-19パンデミックの期間中にさらに悪化した。議会は失業者を救済する一時的な失業保険制度を新設したが、給付に対する需要が急増し、給付を迅速に実施する必要があったため、不正受給のリスクが高まった。GAOは2022年6月に失業保険制度をハイリスクリストに追加。
	検査の観点・着眼点 (1) パンデミック期間中の失業保険の不正額、(2) 労働省（DOL）が各州に行った支援額、(3) 各州が報告した失業保険の過払い金の回収額と免除額、を示すことである
	検査手法 ● DOLの給付サンプルデータを他の連邦データベースと照合 ● 給付請求と経済状況に関する計量経済モデルを作成 ● 州が報告した過払い、回収、免除に関するデータも活用 ● 不正リスクやその他の要因に基づいて、14州の職員に対するインタビューを実施
	検査結果 ● COVID-19パンデミック時（2020年4月～2023年5月）の失業保険の不正額は1,000億ドルから1,350億ドルの間であったと推定。パンデミック中に支払われた失業保険給付総額の約11%～15%に相当。 ● パンデミック期間中、DOLは各州に失業保険制度とプロセスを改善するための支援を行い、2023年7月現在、不正防止、発見、調査、回収行動のために、合計約14億ドルの補助金を各州に割り当てた。2023年5月1日時点で、各州は2020年3月から2023年3月までに、約558億ドルの不正および非不正の失業保険の過払いを確認し、約68億ドルを回収した。この期間中、各州は合計53億ドルの不正な失業保険過払いを確認し、12億ドルを回収した。州は、直接返済や相殺など、過払い金を回収するためにいくつかの手段を用いている。また、州は過払い金を回収不能として損金処理（write-off）することもできる。さらに、州は不正でない過払い金を回収する法的権利を放棄することができるが、DOLの規則では、州が不正な過払い金を放棄することは認められていない。
	所見 2018年以来、GAOはDOLに対し、失業保険制度を改善するために26の勧告を行ったが、16件は未実施のままである。パンデミック失業支援（PUA）の受給における人種的・民族的不公平さとその潜在的原因について調査し報告すべきであることや、何をもって求職活動を行ったとみなすかについての情報を明確にすべきである等の勧告を実施することにより、失業保険の不正に関する脆弱性を減らすことができる。⇒DOLは継続的に不正防止対策に取り組んできており、GAOからの勧告についても取り入れている、との書簡をGAOに送付

(2) イギリスにおける会計検査の状況

1. 会計検査院の状況と本調査

I 労働施策の
概要II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

- イギリス会計検査院では、失業支援の役割も有するユニバーサル・クレジットについては、従前の制度から大きく制度変更がなされるものであり、かつ移行期間が長期に及ぶことから、多数の検査報告書が策定されている。また、養成訓練プログラムを対象とした有効性の観点からの検査も複数なされている。
- NAOは会計検査院長の下に6名のExecutive Directorが配置され、6つのマネジメントグループを中心に業務を組織化し、それぞれのグループに検査チーム、機能チーム、インサイトチームが混在している。検査チームには、財務検査チームとVfMチームが存在する。また、機能チームは、バックオフィスとしての機能を果たしている。これに対して、インサイトチームは、ナレッジハブとしての機能を担い、検査チーム（特にVfM検査チーム）と協力したり、外部との知識の共有を行ったりしている。

● 会計検査院の概要

	内容
名称	National Audit Office: NAO
位置づけ	議会に直接報告を行う議会機関
予算	約1.22億ポンド
人員	965名
労働施策に係る検査	主として労働年金省、保健社会省

● 本調査の概要

概要表作成	15本
詳細事例調査	2本

(2) イギリスにおける会計検査の状況

2. 本調査における調査対象レポート



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 本調査において、NAOのホームページより15本の検査レポートを選定して内容を取りまとめ、うち2本について詳細に取り上げた

【本調査における調査対象レポート】

No	公表年	タイトル (レポート番号)	タイトル邦訳	詳細
1	2016	Delivering value through the apprenticeships programme	養成訓練制度プログラムによる価値の提供	
2	2016	Ensuring employers comply with National Minimum Wage regulations	雇用主による最低賃金規制遵守の確保	
3	2018	Rolling out Universal Credit	ユニバーサル・クレジットの展開	
4	2018	Investigation into errors in Employment and Support Allowance	雇用支援手当の誤りに関する調査	
5	2019	The apprenticeships programme	養成訓練制度プログラム	
6	2019	Supporting disabled people to work	障害者の就労支援	
7	2020	Universal Credit advances fraud	ユニバーサル・クレジットの前払いの不正受給	
8	2020	Universal Credit: getting to first payment	ユニバーサル・クレジット：初回給付に向けて	
9	2021	Employment support	雇用支援	
10	2021	Employment support: The Kickstart Scheme	雇用支援：キックスタート計画	
11	2022	Developing workforce skills for a strong economy	強い経済のための労働力技能の開発	
12	2022	Delivery of employment support schemes in response to the COVID-19 pandemic	COVID-19パンデミックに対応した雇用支援計画の提供	
13	2022	The Restart scheme for long-term unemployed people	長期失業者のためのリスタート計画	◎ 事例1
14	2023	Transforming health assessments for disability benefits	障害給付のための健康評価の変革	
15	2024	Progress in implementing Universal Credit	ユニバーサル・クレジット実施の進捗状況	◎ 事例2



I 労働施策の
概要

Ⅱ 労働施策に
関する会計検査
等の状況

Ⅲ まとめ

(2) イギリスにおける会計検査の状況

3. 会計検査の特徴

- 雇用対策、教育訓練について、効率性・有効性の面からの施策の評価や制度改正の勧告を多く実施している。
- また、ユニバーサル・クレジットについては、制度移行の進捗に併せて多数の検査を実施している。

【検査の特徴】

雇用対策、教育訓練について、効率性・有効性の面からの施策の評価や制度改正の勧告を実施

- 養成訓練制度プログラムの管理方法と取り組みの評価について、有効性の観点から検査している。有効性の検証にあたっては、政府が有するデータの分析のほか、受検庁や民間企業等への半構造化インタビュー、小規模事業者とのフォーカスグループ等を実施。【前頁1】
- 養成訓練制度プログラムの財源、利用状況、管理状況等について、有効性の観点からの検査をしている。こちらの検査においても、データ分析のほか、教育訓練の提供者等を対象とするフォーカスグループを開催。【前頁5】
- 技能開発に関する政策が労働力技能の向上に効果的であるか否かを検査対象としている。職場で発揮される基礎的な技能や、個人の雇用可能性を向上させるための技能に焦点を当てている。【前頁11】

失業支援の役割も果たすユニバーサル・クレジットについて、制度への移行の進捗に併せて多数の検査を実施

- 制度移行の状況や課題の整理 【前頁3】 + フォローアップ検査 【前頁15】
- 前払金の不正受給に係る受検庁の対応の検査。【前頁7】
- 初回手続に着目して支払いが問題ないか、手続面で請求者に十分な支援を行っているのかを検査。【前頁8】

(2) イギリスにおける会計検査の状況

4. 検査事例①



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 検査事例として、①「長期失業者のためのリスタート計画」を取り上げる。

タイトル		The Restart scheme for long-term unemployed people（原文） 長期失業者のためのリスタート計画（邦題） 2022年12月2日（発行年月）
検査対象機関		労働年金省（DWP）
内容	背景	2020年7月、労働年金省はリスタート計画を発表し、29億ポンドの資金で長期失業者に最大12か月の個別支援を提供することを目指し、約143万人の支援を見込んでいた。リスタート計画が開始されて間もなく、同プログラムの対象者数が予想を大幅に下回っていることが明らかになり、プログラムの対象資格基準の拡大や計画内容を再検討した。現在の予測参加者数は、当初計画を大幅に下回っている。
	検査の観点・着眼点	2021年6月の「雇用支援」（COVID-19パンデミックが労働市場に与えた影響と労働年金省の対応の概要を概観した報告書【前々頁9】）と2021年11月の「雇用支援：キックスタート計画」（若者を対象とした労働年金省の雇用対策を詳細に検討した報告書【前々頁10】）を基に、長期失業者への雇用支援策であるリスタート計画に関して、需要の減少および計画の再検証の決定を踏まえて分析
	検査手法	● インタビューの実施（リスタート計画に関わる職員との議論、専門家団体へのインタビュー、請負企業への実績確認） ● リスタート計画の事業計画書、大臣への提出書類、評価報告書等の文書レビュー ● 労働市場に関する国立統計局のデータ、労働市場の予測に関する予算責任局のデータ、労働年金省が発表した失業関連の給付受給者に関するデータの分析 ● ジョブセンターや雇用支援事業者に対する現地視察（現場職員による申請者への対応の様子の視察や、現場職員との議論のため）
	検査結果	● リスタート計画は、長期失業者の就労を支援する有益なサービスであり、経済全体にも大きな利益をもたらした。しかし、労働年金省は需要の過小評価により、プログラムのコストを抑えることができなかった結果、リスタート計画は、一人当たりのコストは当初の予定より高く、また以前の同様の制度よりも高い。
	所見	労働年金省は、将来的に再び経済危機が起こった際に、リスタート計画のような雇用支援プログラムを導入する可能性が高いため、①リスタート計画のシナリオ改善、②ジョブセンターと提供者間での情報提供の改善、③提供者から得られる情報収集等を行うよう勧告

(2) イギリスにおける会計検査の状況

4. 検査事例②



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 検査事例として、②「ユニバーサル・クレジット実施の進捗状況」を取り上げる。

タイトル		Progress in implementing Universal Credit (原文) ユニバーサル・クレジット実施の進捗状況 (邦題) 2024年2月27日 (発行年月)
検査対象機関		労働年金省 (DWP)
内容	背景	6つの所得審査型給付制度 (求職者手当、所得支援手当、住宅手当、雇用支援手当、勤労税額控除、児童税額控除) を統合し、ユニバーサル・クレジットが導入された。
	検査の観点・着眼点	労働年金省がユニバーサル・クレジットの導入作業を適切に進めているかを検証する。バリューフォーマネーを評価するための基準として、ユニバーサル・クレジットの実施について2018年の報告書で期待された進捗が達成されているか、従来の給付からユニバーサル・クレジットへ効果的に移行させる管理準備が整っているか、従来の給付からユニバーサル・クレジットへの移行を完了させる計画があるかについて検討している。
	検査手法	● インタビューの実施 (労働年金省職員、歳入関税庁担当者、インフラ・プロジェクト庁職員、市民相談所) ● 文書のレビュー (労働年金省におけるユニバーサルクレジット関連の計画や進捗報告等の内部文書・公開文書等) ● 現地視察 (申請プロセスについての理解、担当者との議論等) ● 定量分析の実施 (受給者数の実績・予測値、移行通知の件数・実績、ユニバーサルクレジットの財務情報) ● 関係団体へのインタビュー又は書面回答 (障害者権利団体、子どもの貧困対策グループ等)
	検査結果	① 労働年金省は、2024年末までに大多数のユニバーサル・クレジット移行を完了させる見込みで、最初は比較的に単純なケースが予想される税額控除の受給者から移行を開始した。今後より支援が必要だと予想される、従来の給付受給者の移行には、多くの課題に直面する可能性がある。現在の主な課題は、税額控除の受給者の一部がユニバーサル・クレジットに申請しないことであり、労働年金省はユニバーサル・クレジットに移行しない受給者が経済的困難に陥っていないか、適切に支援を受けていることを確認する必要がある。 ② COVID-19初期の2020年は、ユニバーサル・クレジットに大幅な需要増加をもたらしたが、ユニバーサル・クレジットは対応できた。ただし、申請の増加に対応するために一部のコントロールを緩めたため、不正や誤りも増加した。 ③ 2018年の事業計画以来、ユニバーサル・クレジットの実施完了日が少なくとも6年延び、実施コストの見積もりが9億ポンド (45%) 以上増加した。
所見		労働年金省は、①ユニバーサル・クレジットの効果的な運用に関するエビデンスの構築、②雇用支援手当受給者のユニバーサルクレジットへの移行の遅延による影響を推定値に反映させること、③ユニバーサルクレジット移行にあたって申請者にとっての課題を調査するとともに、適切な支援を行うこと 等を行うよう勧告する。

(3) ドイツにおける会計検査の状況

1. 会計検査院の状況と本調査

I 労働施策の
概要II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

- ドイツ会計検査院では、失業者関連あるいは操業短縮手当のデータ整備に関する勧告など、効率性・有効性の面からの施策の評価や制度改正の勧告を実施している。また、政府機関の役割分担など労働施策の組織・実施体制に関する検証・勧告も多く行われている。
- 合計48の検査課を有する9つの検査局と、内部管理機能を担当するサポート部門1つの計10部門から構成される。さらに、国連等の国際的な検査業務への協力を行うための部門も存在する。このうち、労働施策に対する検査としては、主として第VI局が担当している。

● 会計検査院の概要

	内容
名称	Bundesrechnungshof: BRH
位置づけ	連邦議会、連邦政府、連邦裁判所のいずれにも属さない独立機関
予算	約1.92億ユーロ
人員	1,050名
労働施策に係る検査	主として連邦労働社会省

● 本調査の概要

概要表作成	10本
詳細事例調査	2本

(3) ドイツにおける会計検査の状況

2. 本調査における調査対象レポート

I 労働施策の
概要II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

■ 本調査において、BRHのホームページより10本の検査レポートを選定して内容を取りまとめ、うち2本について詳細に取り上げた

【本調査における調査対象レポート】

No	公表年	タイトル (レポート番号)	タイトル邦訳	詳細
1	2020	Arbeitsmarktstatus von erwerbsfähigen Leistungsberechtigten bei den gemeinsamen Einrichtungen	共同施設における雇用可能な受益者の労働市場の状況	
2	2021	Assistierte Ausbildung im Rechtskreis SGB III	SGB IIIの法的分野におけるアシスト付き養成訓練	◎ 事例1
3	2021	Betreuung von Leistungsberechtigten nach Vollendung des 55. Lebensjahres durch die Jobcenter	ジョブセンターによる55歳以降の給付金受給者への支援	
4	2021	Bundesagentur für Arbeit muss Dienstleistungen für Jobcenter kostendeckend kalkulieren	連邦雇用庁はジョブセンターのサービス費用を算定しなければならない	
5	2022	Auslastung von Vergabemaßnahmen in den Rechtskreisen SGB III und SGB II	SGB IIIおよびSGB IIの法的分野における調達措置の活用	
6	2023	Konjunkturelles Kurzarbeitergeld in der Covid-19-Pandemie - Schlussfolgerungen für die Weiterentwicklung des Kriseninstrumentariums	新型コロナウイルスによるパンデミックにおける経済的な操業短縮手当 - 危機管理制度のさらなる発展に向けた結論	
7	2023	Bedarfsgerechte Veranschlagung und Verteilung der Mittel für Eingliederungsleistungen in der Grundsicherung für Arbeitsuchende	求職者の基本所得支援における統合サービスのためのニーズに基づく予算編成と資金配分	
8	2023	Bundesprogramm „Ausbildungsplätze sichern“ (APS) - Teil 1	連邦プログラム「職業訓練ポストの確保」- 第1部	◎ 事例2
9	2023	Bundesprogramm „Ausbildungsplätze sichern“ (APS) - Teil 2	連邦プログラム「職業訓練ポストの確保」- 第2部	
10	2024	Erkenntnisse aus der COVID-19-Pandemie zu Kriseninstrumenten im Bereich des Bundesministeriums für Arbeit und Soziales - Schlussfolgerungen für die Weiterentwicklung der Integrationsarbeit, der Leistungsgewährung und anderer Maßnahmen	連邦労働社会省の分野における危機的手段に関するCOVID-19パンデミックからの調査結果-統合作業、給付金支給およびその他の措置のさらなる発展のための結論	

(3) ドイツにおける会計検査の状況

3. 会計検査の特徴



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 雇用対策、失業保険・雇用保険、教育訓練のいずれについても、効率性・有効性等の観点からの施策の評価や制度改正の勧告を行っている

【検査の特徴】

雇用対策

- ジョブセンターにおける55歳以上の失業者への就労等の支援を合規性の観点から検査しているが、その中で、システムに必要なデータが登録されていないことを指摘している。【前頁3】
- 雇用機関やジョブセンターによる外部機関へのサービスの委託等を検査対象とし、調達方法、サービスに対する参加者充足状況、利用状況の確認の可否等を検査しており、調達における対価支払い条件の見直し、利用状況が確認できるモニタリング体制の構築等を勧告している。【前頁5】
- 新型コロナウイルス感染症への対応策としての操業短縮手当の特例措置について、有効性・経済性・効率性の観点から検査を行っている。特例措置が制度目的と乖離していること、不正受給のリスクが高まっていること、受給状況等に係る統計データに課題があることを指摘している。不正受給対応のための簡素化手続を延長しないことや、操業短縮手当に係るデータ整備を勧告している。【前頁6】

失業保険・雇用保険

- ジョブセンターにおける失業者のデータ登録状況等を検査対象としており、失業統計の正確性を確認し、修正することを勧告している。連邦会計検査院は労働施策の企画・立案の前提となる雇用関連の統計データに対して問題意識を有している。【前頁1】
- ジョブセンターにおける55歳以上の失業者への就労等の支援を合規性の観点から検査しているが、その中で、システムに必要なデータが登録されていないことを指摘している。【前頁3】 ※再掲

教育訓練

- 教育訓練の一環であるアシスト付き養成訓練について、有効性の観点からの効果分析を行うとともに、合規性の観点から手続きの適正性の検証をしている。効果分析にあたっては、連邦雇用庁のデータベースを参照して数千人の参加者のデータ分析を行うことで参加者の傾向等の分析をする一方で、手続きの適正性の検証にあたっては、IDEA監査システムを用いてサンプルを抽出した上で検証している。【前頁2】

(3) ドイツにおける会計検査の状況

4. 検査事例①



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 検査事例として、①「SGB IIIの法的分野におけるアシスト付き養成訓練」を取り上げる。

タイトル		Assistierte Ausbildung im Rechtskreis SGB III（原文） SGB IIIの法的分野におけるアシスト付き養成訓練（邦題）
検査対象機関		連邦雇用庁（BA）
内容	背景	● ドイツ社会法第3編（SGB III）の法的分野におけるアシスト付き養成訓練（以下“AsA”）を検査対象としている。 ● 2015年に立法機関は、旧社会法第3編に従い、AsAに関する規則を制定した。AsAは、とりわけ不利な立場にある若者が、デュアルシステムによる企業内職業訓練へ移行・修了し、労働市場に関与することを支援することを目的としている。 ● AsAは2020年5月の法律により訓練関連の別途の支援と統合されている。
	検査の観点・着眼点	2017年に実施したAsAの検査による指摘事項に対する連邦雇用庁の改善状況を検査した。 ※2017年の検査では、①利用者の少なさ（定員の23.1%が充足されず850万ユーロの無駄が発生）、②参加資格の確認が不十分であること（参加者の28.9%の適格性が確認されず）への指摘がなされた。
	検査手法	2018年から2019年の間に開始された研修支援プログラムの下での388の措置全てを対象とし、参加者7,314名の記録を検査対象とした。 検査にあたっては、連邦雇用庁のデータベース、IDEA監査ソフトウェア等によるデータ抽出を実施している。また、連邦雇用庁とのオンライン会議を実施している。
	検査結果	① BAは2018年3月から2019年6月に388の研修支援プログラムに資金提供した。うち90.5%のプログラムにおいて利用枠に空きがあった。18.7%の枠が利用されておらず、そこに460万ユーロが支出された。 ② 388のAsA参加者の51.2%が、途中で終了した。終了理由が「モチベーション低下」である参加者は、途中修了者の27.9%であった。 ③ 無作為に抽出した98件の検査対象プログラムのうち53件（54.1%）において、助成金受給要件の充足状況に関する検討内容を職業紹介・カウンセリング情報誌システムにおけるデータセットに登録していなかった。 ④ AsAの支援を受けて企業内職業訓練を終了する目標は、600名の参加者のうち122名（20.3%）が達成した。 ⑤ AsAの受講者数は2017年以降、大幅に減少している。2019年には前年比で26.9%減少している。
	所見	AsAの利用率が低迷しており、かつ途中終了した者が多いことを懸念しており、研修支援プログラムについて改善が急務。 ⇒BAは、AsAが十分に活用されていないことを認めている。同庁は、法定の資金調達要件を遵守しなければならないこと、および、個々の支援ニーズに基づいて、この制度を的を絞った方法で利用しなければならないことに同意している。

(3) ドイツにおける会計検査の状況

4. 検査事例②



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 検査事例として、②「連邦プログラム「職業訓練ポストの確保」-第1部」を取り上げる。

タイトル		Bundesprogramm “Ausbildungsplätze sichern” (APS) - Teil 1 (原文) 連邦プログラム「職業訓練ポストの確保」-第1部 (邦題)
検査対象機関		連邦雇用庁 (BA)
内容	背景	BAによる連邦プログラム「職業訓練ポストの確保」(以下“APS”)の助成指針の実施状況を検査の対象としている。
	検査の観点・着眼点	BAがAPSの助成指針とそれに基づく申請を適切かつ経済的に実施していたかという観点から検査が行われた。
	検査手法	2021年10月27日時点で、若年者職業訓練支援を目的とするボーナス(職業訓練ボーナス、職業訓練ボーナス・プラス、訓練生引受けボーナス)の申請件数は54,995件、助成金(職業訓練手当助成金、トレーナー報酬助成金、ロックダウンⅡ特別助成金)の申請件数は27,440件であった。このうちサンプルケースとして、職業訓練ボーナス60件、職業訓練ボーナス・プラス60件、訓練生引受けボーナス30件、職業訓練手当助成金60件、トレーナー報酬助成金60件、ロックダウンⅡ特別助成金30件を無作為に選択し、これら300件について検査が行われた。
	検査結果	① 職業訓練ボーナス、職業訓練ボーナス・プラスについて、検査対象となった118件のうち14件の処理に誤りがあった。例として、試用期間終了の3か月以上前に申請が承認されたケース、申請書類に不備があったケースのほか、2つのケースでは職業訓練生の人数に関して申請書と商工会議所発行証明書で記載が異なっていたものの、その点に関して事実関係を明らかにしなかったために、事実と異なる形でボーナスが承認された。 ② 助成金(申請期限)について、2つのケースでは企業が期限の翌月に申請していたにもかかわらず申請が承認されていた。また、あるケースでは申請書の提出が遅れたという理由で申請が却下されていたが、助成指針の変更により実際には遡及申請が可能となっていた。 ③ 助成金(申請書類等の不備)について、申請書がないケースが1件あったほか、申請書類の一部が不足していたり不備があるケースが数件あった。 ④ デミニマス証明書及び少額助成証明書のランダムフォローアップについて、BA本部では申請の際にこれらを要求する手順を雇用機関(以下“AA”)に任せていたところ、その手続がAAによって異なっていた。また、今回の検査対象となった300件では、これらを要求していなかった。
	所見	① 不当に支払われた職業訓練ボーナスや職業訓練ボーナス・プラスの回収を検討するよう勧告した。 ② BAの行動について、適法性が確保されなければならないと勧告した。 ③ 助成金の不当な支払いを避けるため、すべての書類が適切に提出され、電子ファイル化されていることを確認するよう勧告した。 ④ 今後はBA本部又は地域総局において、各AAが適切に証明書を要求するよう、あるいはレビューすべきケースの最低数を設定し、各AAがその規模により独自の裁量で設定するよう勧告した。

(4) フランスにおける会計検査の状況

1. 会計検査院の状況と本調査

I 労働施策の
概要II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

- フランス会計検査院では、雇用対策、失業保険・雇用保険、教育訓練のいずれの施策に関しても、効率性・有効性の面からの施策の評価や制度改正の勧告を行っており、教育訓練についての検査に多く取り組んでいる。
- 検査体制としては、身分保障のある司法官としての院長（Premier Président）の下、7つの局で検査業務を遂行する体制となっている。この他、事務総長（secrétaire général）と庁内サービス・統制支援局（Directions et services administratifs et d'appui au contrôle）が存在し、院内向けにサービスを提供している。CDCで労働施策に対する会計検査は、主に第5局が担当している。

●会計検査院の概要

	内容
名称	Cour des Comptes : CDC
位置づけ	行政府・立法府から独立した司法機関
予算	約2.46億ユーロ
人員	1,808名
労働施策に係る検査	主として労働省

●本調査の概要

概要表作成	10本
詳細事例調査	2本

(4) フランスにおける会計検査の状況

2. 本調査における調査対象レポート



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 本調査において、CDCのホームページより10本の検査レポートを選定して内容を取りまとめ、うち2本について詳細に取り上げた

【本調査における調査対象レポート】

No	公表年	タイトル (レポート番号)	タイトル邦訳	詳細
1	2018	La formation des demandeurs d'emploi	求職者向けの訓練	
2	2020	Les dispositifs de l'État en faveur des salariés des entreprises en difficulté	経営難に陥った企業の従業員を支援する国の制度	
3	2021	[RAPPORT PUBLIC ANNUEL 2021] Tome I - L'assurance chômage face à la crise sanitaire	[2021年度年次報告書] 第1巻 健康危機に直面する失業保険	
4	2021	Préserver l'emploi : le ministère du travail face à la crise sanitaire	雇用の維持：労働省が健康危機に取り組む	◎ 事例1
5	2022	[RAPPORT PUBLIC ANNUEL 2022] Le plan #1 jeune 1 solution en faveur de l'emploi des jeune	[2022年度年次報告書] 若者雇用のための#1人の若者に1解決プラン	
6	2022	La formation en alternance	交互訓練における訓練	
7	2022	Les dispositifs en faveur de l'emploi des habitants des quartiers prioritaires de la politique de la ville	都市部の重点地区（QPV）における雇用促進計画	
8	2023	Le plan en faveur des demandeurs d'emploi de longue durée	長期求職者支援計画	
9	2023	La formation professionnelle des salariés	従業員のための職業訓練	◎ 事例2
10	2023	Les tensions sur l'emploi : le cas des filières de production emblématiques du Jura	雇用への圧力：ジュラ地方を代表する生産部門のケース	

(4) フランスにおける会計検査の状況

3. 会計検査の特徴



I 労働施策の
概要

II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

■ 雇用対策、失業保険・雇用保険、教育訓練のいずれについても、効率性・有効性等の観点からの施策の評価や制度改正の勧告を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の影響等については迅速な検査を実施している。

【検査の特徴】

雇用対策

- 特定地域における積極的労働市場施策の効果を分析している。効果分析にあたっては、対象者を分類し、時系列で行動の変化を分析するコホート分析を行っている。【前頁7】

失業保険・雇用保険

- 新型コロナウイルス感染症が失業保険の財政に与えている影響やガバナンスの状況について検査し、ガバナンスの枠組みの明確化や財政見通しの策定を勧告。【前頁3】
- 失業保険・雇用保険に係る不正行為に対処するために、民間の銀行口座情報のデータ等との連携を勧告。【前頁4】

教育訓練

- 効率性・有効性の観点から、政府内の労働施策関連部局が実施している教育訓練全般を対象に検査を実施している。国と地方の調整等の体制面についても検証がなされている。【前頁1】
- 2018年の大規模な教育訓練制度改革を検査対象として、効率性や有効性、合規性の観点からの検査を実施している。【前頁9】
- 特定地域の教育訓練を含む雇用対策について、有効性の観点からの検査を実施 【前頁10】

（４）フランスにおける会計検査の状況

４．検査事例①



I 労働施策の概要

II 労働施策に関する会計検査等の状況

III まとめ

■ 検査事例として、①「雇用の維持：労働省が健康危機に取り組む」を取り上げる。

タイトル		Préserver l'emploi : le ministère du travail face à la crise sanitaire（原文）（12.07.2021） 雇用の維持：労働省が健康危機に取り組む（邦題）
検査対象機関		国家レベルでは、労働省内の雇用・職業訓練一般代表部（DGEFP）、労働総局（DGT）、調査・研究・統計局（Dares）等
内容	背景	本報告書の検査対象は、コロナ禍で実施された雇用・労働に関する施策である。具体的には、労働力の余剰を回避するための部分活動の措置、部分活動に配置された従業員の職業訓練を強化するための国家雇用創出基金（FNE-Formation）の利用などがある。2020年の夏以降には、若年層向けの1人の若者に1解決プラン（Plan #1 jeune 1 solution）に基づく施策が行われた
	検査の観点・着眼点	COVID-19の流行に際して、労働省が実施した措置の設計、実施、および可能な限り初期の結果を評価することである。ただし、本報告書の目的は、ロックダウン措置の妥当性を検討することではなく、政府が実施した経済戦略全般（特に連帯基金、国家保証付き融資、税・社会保障の免除・猶予などの措置）の妥当性を検証することでもない。
	検査手法	労働省内の関係組織、サービス支払機関（ASP）、雇用局（Pôle emploi）、能力開発実施機構（OPCO）および地方レベルの関係組織に対して、質問状の送付やヒアリングを実施した
	検査結果	① 部分活動については、支援の必要がなかった企業に恩恵をもたらすなどの悪い結果は限定的であったと考えられる。 ② 国家雇用創出基金は、対象グループや内容を絞っていなかったため、非熟練労働者の支援には必ずしも繋がらなかった。 ③ ロックダウン中の失業者の受給権（失業保険）の延長は、迅速に実施されたが、娯楽産業の断続的労働者に対する費用（一人当たり）は過度に高額であった。 ④ 部分活動の助成について、申告された労働時間や給与の過大評価等の不正のリスクがあることから、このような濫用を防止するために、社会保障関連の申告、銀行口座情報等のデータの相互参照や事前チェックの再導入をすべきであった。
	所見	CDCは労働省、財務省、サービス支払機関（ASP）などに対して10件の勧告を行い、部分活動の不正に関連する主な勧告は以下の通りである。 1. 事業を縮小していない企業が受け取った給付金の一部返還を認める規定を設けること（労働省） 2. 不正行為により効果的に対処するために、国の管理機関とサービス支払機関（ASP）が特に社会、税金、銀行に関するデータを相互に照合できるようにすること（財務省、労働省、サービス支払機関等） ⇒CDCの勧告に対して、サービス支払機関（ASP）、雇用局（Pôle emploi）などが回答している。雇用局（Pôle emploi）は、雇用期間と失業期間を繰り返す労働者に対する給付金の支払いが遅れているとCDCが指摘している点に関しては、遺憾であると述べている。

(4) フランスにおける会計検査の状況

4. 検査事例②

I 労働施策の
概要II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

■ 検査事例として、②「従業員のための職業訓練」を取り上げる。

タイトル		La formation professionnelle des salariés（原文）（30.06.2023） 従業員のための職業訓練（邦題）
検査対象機関		政府部門、特に労働省内の雇用・職業訓練一般代表部（DGEFP）、職業訓練の主な資金提供者であるフランス職業能力開発機関（France compétences）等
内容	背景	本報告書の検査対象は、2018年の法律による従業員の職業訓練改革である。職業訓練改革の目的は、管理機関数の削減とフランス職業能力開発機関（France compétences）への統合による制度の簡素化、職業訓練の質の向上などであった。
	検査の観点・ 着眼点	検査の目的は、職業訓練改革の程度を測定し、提供される訓練の質を向上するために取られた措置の初期評価を実施することである。続いて、主要な職業訓練制度、特に職業訓練個人口座（CPF）、能力開発計画や職業移行計画に関して、改革の成果と限界を示し、職業訓練の管理および資金調達に影響を及ぼす主要な問題について検討する。
	検査手法	政府部門、職業訓練の主な資金提供者、多数の職業訓練機関・代表者に対して、書類に基づく検査と現地訪問による検査を実施。
	検査結果	① 職業訓練改革により、職業訓練個人口座（CPF）の利用件数は、改革前の年間50～60万件から、2021年には200万件超に増加している。より利用しやすい制度となった一方で、その大きな市場（年間数十億ユーロ）が不正な勧誘や詐欺による制度の悪用に繋がっている。2021年末から2022年にかけての不正行為の取り締まりの強化は、一定の成果を上げてきたが、定量化された目標を設定することで、より容易に結果をモニタリングできる。 ② 2018年の職業訓練改革では、職業訓練機関の質を保証する制度として、クオリオピ（Qualiopi）認証が導入された。この認証プロセスは国の認証機関であるフランス認定委員会に委ねられており、さらにCofracは、この認証を発行する責任を負う34のサービス提供者（認証機関）を認定している。この認証プロセスには欠陥があり、Cofracがすべての審査を完了する前に認証機関がクオリオピ認証を発行するなど、不正行為が発生している。 ③ 2020年に始まったコロナ危機により、政府は企業の供出金で賄われる職業訓練制度に追加資金を提供したが、従業員数50人から299人の企業による職業訓練等、他の財源で賄うことができたはずの訓練に資金を提供しており、財源の明確性が失われた。また、コロナ禍における職業訓練個人口座と見習い契約の利用の急増により、フランス職業能力開発機関（France compétences）の会計は赤字となり、借入や国からの提供資金を利用した。
	所見	CDCは労働省や財務省などに対して13件の勧告を行っており、主なものは以下の通りである。 1．2023年に職業訓練における不正行為撲滅のため、特にクオリオピ認証と職業訓練個人口座（CPF）を対象とし、指標と期限を含む計画を策定すること（労働省） 2．認証および品質管理における不正行為への対応を検討して、フランス認定委員会、認証機関、資金提供機関に対する基準を強化する；2024年には総合評価を行うこと（労働省） 3．職業訓練に関する財政法案の付録に、全体及び企業規模別（特に従業員数50人から299人の企業について）の職業訓練費用を定期的に記載すること（労働省）

Ⅲ まとめ

日本への示唆

Ⅰ 労働施策の
概要Ⅱ 労働施策に
関する会計検査
等の状況

Ⅲ まとめ

■ 今回調査対象とした4か国の会計検査の事例から、①雇用対策・教育訓練の有効性検査における効果検証、②統計分析や経済モデルの活用、③システム・データを用いた不正受給等の検知、④制度設計の在り方や方向性を示す勧告、という4つの観点から、日本の会計検査の参考となる点を示す。

雇用対策・教育訓練の
有効性検査における効
果検証

- 雇用対策・教育訓練に対する検査において、実際に雇用に結びついているのかなどの観点から、有効性検査を多く実施している。検査にあたっては、施策の効果検証が大きなポイントとなっており、データ等に基づく定量的な効果検証、インタビュー等の事例に基づく定性的な効果検証がなされている。
- 施策の効果検証にあたって、政府が有するデータの分析のほか、受検庁や民間企業等への半構造化インタビュー、小規模事業者とのフォーカスグループの実施等を実施している。また、将来的な効果検証を可能とするためのデータ収集を勧告している事例、施策の効果に関するエビデンスが不十分であることから、エビデンスを生み出す（エビデンスギャップを埋める）ためのエビデンス構築戦略を勧告している事例もある。【イギリス会計検査院】
- 特定地域の住民に対する支援策の効果を検証する上で、雇用局から提供を受けたデータを用いて、コホート分析を行っている事例がある。【フランス会計検査院】

統計分析や経済モデル
の活用

- マクロでの受給不正額（不正率）を推定する場合等には、経済学や統計学の専門家を擁する「応用研究・手法（Applied Research and Methods：ARM）」チームが担当する。このチームは、他のすべての検査チームをサポートする組織として位置付けられている。【アメリカ会計検査院】

日本への示唆

 I 労働施策の
概要

 II 労働施策に
関する会計検査
等の状況

III まとめ

■ 今回調査対象とした4か国の会計検査の事例から、①雇用対策・教育訓練の有効性検査における効果検証、②統計分析や経済モデルの活用、③システム・データを用いた不正受給等の検知、④制度設計の在り方や方向性を示す勧告、という4つの観点から、日本の会計検査の参考となる点を示す。

システム・データを用いた
不正受給等の検知

- 雇用対策や教育訓練における給付金の支給、失業保険等の保険金支払いは、不正受給等が生じやすい施策であり、検査における不正受給等の検知においてシステム等を用いている。
- 労働省が不正を含む不適切支払い額・率を推計するために「給付正確性測定（Benefit Accuracy Measurement: BAM）」プログラムを持っている。GAOが失業保険の不正額について検査を行う場合、このプログラムのデータや不正指標を労働省監察総監室（DOL-OIG）から提供を受けている。【アメリカ会計検査院】
- 前払金の不正受給の検査において、受検庁の有する不正事例監視システム（FRAIMS）のデータの一部の提供を受けている。【イギリス会計検査院】
- 給付金の事例ではないが、手続き等の適正性の検査にあたってはIDEA監査システムを用いてサンプルを抽出した上で検証している。【ドイツ会計検査院】

制度設計の在り方や方
向性を示す勧告

- 将来的な効果検証を可能とするためのデータ収集を勧告している事例、何が効果的であるのかのエビデンスが不十分であることから、エビデンスギャップを埋めるためのエビデンス構築戦略を勧告している事例もある。【イギリス会計検査院】
- システムへの適切な入力できておらず、基礎となる統計データに課題が生じているとの検査結果から、データの確認・修正やデータ整備を勧告している。【ドイツ会計検査院】
- 教育訓練全般を対象として検査を実施し、国・地域レベルでの共通戦略の策定等を勧告している。また、新型コロナウイルス感染症が失業保険の財政に与えた影響に係る検査を実施し、長期的な財政見通しの策定を勧告している。【フランス会計検査院】

